

## 東日本大震災 サッカーファミリー復興支援金 運用規則 (新旧表)

旧	新	改訂主旨
<p><b>第1章 総則</b>  <b>第1条 (総則)</b>            本細則は、財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）が、東日本大震災で被災したサッカーファミリーの復興支援のために行う「東日本大震災サッカーファミリー復興支援金」に関する募金活動（以下「本募金活動」という）及びその募金活動によって得られた寄付金の運用方法等について、必要な事項を定める。</p> <p><b>第2章 目的</b>  <b>第2条 (目的)</b>            本募金活動及びその運用は、東日本大震災で被災した地域のサッカーファミリーが、これまで通り、誰もがいつでもサッカーを楽しむことができる環境の復興を目的に実施する。</p> <p><b>第3章 募金活動</b>  <b>第3条 (募金活動の名称)</b>            1. 本募金活動の名称を「東日本大震災サッカーファミリー復興支援金募金」と称する。            2. 本募金活動のキャッチコピーを「がんばろうニッポン！サッカーファミリーのチカラをひとつに！」とする。</p> <p><b>第4条 (募金団体及び銀行口座)</b>            本募金活動の募金団体及び銀行口座は次のとおりとする。</p> <p>募金団体：<u>財団法人 日本サッカー協会 会長 小倉純二</u>            〒113-8311 東京都文京区サッカー通り（本郷 3-10-15）JFA ハウス            銀行口座：三菱東京UFJ銀行（0005）渋谷支店（135）            普通預金 口座番号 0290451            財団法人 日本サッカー協会 東日本大震災 サッカーファミリー復興支援金口</p>	<p><b>第1章 総則</b>  <b>第1条 (総則)</b>            本細則は、<u>公益</u>財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）が、東日本大震災で被災したサッカーファミリーの復興支援のために行う「東日本大震災サッカーファミリー復興支援金」に関する募金活動（以下「本募金活動」という）及びその募金活動によって得られた寄付金の運用方法等について、必要な事項を定める。</p> <p><b>第2章 目的</b>  <b>第2条 (目的)</b>            本募金活動及びその運用は、東日本大震災で被災した地域のサッカーファミリーが、これまで通り、誰もがいつでもサッカーを楽しむことができる環境の復興を目的に実施する。</p> <p><b>第3章 募金活動</b>  <b>第3条 (募金活動の名称)</b>            1. 本募金活動の名称を「東日本大震災サッカーファミリー復興支援金募金」と称する。            2. 本募金活動のキャッチコピーを「がんばろうニッポン！サッカーファミリーのチカラをひとつに！」とする。</p> <p><b>第4条 (募金団体及び銀行口座)</b>            本募金活動の募金団体及び銀行口座は次のとおりとする。</p> <p>募金団体：<u>公益財団法人 日本サッカー協会 会長 大仁邦彌</u>            〒113-8311 東京都文京区サッカー通り（本郷 3-10-15）JFA ハウス            銀行口座：三菱東京UFJ銀行（0005）渋谷支店（135）            普通預金 口座番号 0290451  <u>公益</u>財団法人 日本サッカー協会 東日本大震災 サッカーファミリー復興支援金口</p>	<p>公益法人への移行及び会長名変更</p>

旧	新	改訂主旨
<p>第5条 (募金活動の実施方法) 募金活動の実施方法等に関する規則は、別に定める。</p> <p><b>第4章 活動内容</b> 第6条 (活動内容) 本募金活動を通じて得られた寄付金等により、本協会は、第2条の目的に基づき、次の活動を行う。</p> <p>(1) 本募金活動に関する関連活動 (2) 被災地・被災地サッカーファミリーへの物資支援 (3) サッカー教室・キッズプログラム等の実施 (4) その他、<u>東日本大震災 復興支援検討委員会 (以下「検討委員会」という)</u> が認めた活動</p> <p><b>第5章 特別会計の設置及び運用</b> 第7条 (特別会計の設置) 1. 本募金活動による寄付金等を受け入れるにあたり、「東日本大震災サッカーファミリー復興支援金特別会計」(以下「特別会計」という)を設置し、本募金活動による寄付金の全部を特別会計に繰入れる。 2. 特別会計は、預金する等の確実な方法により保管する。また、収入支出に関する帳簿および証拠書類を備えなければならない。</p> <p>第8条 (復興支援計画及び収支予算) 第6条に定める復興支援活動を行うにあたり、本協会の事務局内に設置された「東日本大震災 復興支援プロジェクト」(以下「プロジェクト」という)は、復興支援に関する事業計画書及び収支予算を作成し、別に定める<u>検討委員会</u>で審議・決定した後、<u>検討委員会</u>より理事会の承認を得なければならない。</p>	<p>第5条 (募金活動の実施方法) 募金活動の実施方法等に関する規則は、別に定める。</p> <p><b>第4章 活動内容</b> 第6条 (活動内容) 本募金活動を通じて得られた寄付金等により、本協会は、第2条の目的に基づき、次の活動を行う。</p> <p>(1) 本募金活動に関する関連活動 (2) 被災地・被災地サッカーファミリーへの物資支援 (3) サッカー教室・キッズプログラム等の実施 (4) その他、<u>東日本大震災 復興支援委員会 (以下「委員会」という)</u> が認めた活動</p> <p><b>第5章 特別会計の設置及び運用</b> 第7条 (特別会計の設置) 1. 本募金活動による寄付金等を受け入れるにあたり、「東日本大震災サッカーファミリー復興支援金特別会計」(以下「特別会計」という)を設置し、本募金活動による寄付金の全部を特別会計に繰入れる。 2. 特別会計は、預金する等の確実な方法により保管する。また、収入支出に関する帳簿および証拠書類を備えなければならない。</p> <p>第8条 (復興支援計画及び収支予算) 第6条に定める復興支援活動を行うにあたり、本協会の事務局内に設置された「東日本大震災 復興支援プロジェクト」(以下「プロジェクト」という)は、復興支援に関する事業計画書及び収支予算を作成し、別に定める<u>委員会</u>で審議・決定した後、<u>委員会</u>より理事会の承認を得なければならない。</p>	<p>委員会名の変更のため (以下、「検討委員会」部分表記を「委員会」と表記。</p>

旧	新	改訂主旨
<p>第9条 (特別会計の運用)  <u>検討委員会</u>は、理事会にて承認された事業計画書及び収支予算に基づき、特別会計を運用し、復興支援活動を実施する。</p> <p>第10条 (事業報告及び収支決算)  特別会計の収支決算は、事業報告書と共に毎会計年度（本協会の会計年度に準ずる）終了後3ヶ月以内に<u>検討委員会</u>から理事会に報告するものとする。</p> <p>第11条 (成果の公表)  理事会で承認を得た特別会計の収支決算は、活動報告書と共に、広く社会に公表しなくてはならない。</p> <p><b>第6章 その他</b></p> <p>第12条 (活動の完了)  復興支援活動は、特別会計の残高がなくなり次第、完了するものとする。</p> <p>第13条 (運用規則の変更)  この運用規則の変更は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>第14条 (細則)  この運用規則の施行についての詳細は、別に定めることができる。</p> <p>附 則  この内規は2011年4月14日より施行する。</p>	<p>第9条 (特別会計の運用)  <u>委員会</u>は、理事会にて承認された事業計画書及び収支予算に基づき、特別会計を運用し、復興支援活動を実施する。</p> <p>第10条 (事業報告及び収支決算)  特別会計の収支決算は、事業報告書と共に毎会計年度（本協会の会計年度に準ずる）終了後3ヶ月以内に<u>委員会</u>から理事会に報告するものとする。</p> <p>第11条 (成果の公表)  理事会で承認を得た特別会計の収支決算は、活動報告書と共に、広く社会に公表しなくてはならない。</p> <p><b>第6章 その他</b></p> <p>第12条 (活動の完了)  復興支援活動は、特別会計の残高がなくなり次第、完了するものとする。</p> <p>第13条 (運用規則の変更)  この運用規則の変更は、理事会の承認を得なければならない。</p> <p>第14条 (細則)  この運用規則の施行についての詳細は、別に定めることができる。</p> <p>附 則  この内規は2011年4月14日より施行する。</p> <p><u>[改正]</u>  2014年5月15日</p>	

(参考)

サッカーファミリー復興支援金 収支

2013年12月末段階

単位:千円

項目	2011年度 (実績)	2012年度 (実績)	2013年度 (実績)	2014年度 (予算案)	2015年度 (残額)	合計
<b>【収入の部】</b>						
寄付	36,921	8,752	5,451	0	0	51,124
JFA	166,090	3,677	0	0	0	169,767
キリンググループ	100,000	0	0	0	0	100,000
UEFA	51,260	0	0	0	0	51,260
FIFA		370,372	42,736	188,100	0	601,208
収入合計	354,271	382,801	48,187	188,100	0	973,359
収入累計(2013年度末まで)	354,271	737,072	785,259			
<b>【支出の部】</b>						
施設整備	201,083	258,433	150,492	0	0	610,008
施設整備(予備費)				100,000	22,817	122,817
支援物資	87,227	0	694	0	0	87,921
被災沿岸地域交通費補助		9,899	7,917	12,000	12,000	41,816
各種活動支援	31,620	20,120	6,894	18,000	18,000	94,634
その他	15,907		255			16,162
支出合計	335,837	288,453	166,252	130,000	52,817	973,359
支出累計(2013年度末まで)	335,837	624,290	790,542			
収支差額(繰越金)	18,434	94,348	-118,065	58,100	-52,817	
繰越金(累計)	18,434	112,782	-5,283	52,817	0	